

北広島町立豊平小学校 不祥事防止対策委員会設置要綱

(不祥事防止対策委員会) ～北広島町立豊平小学校 校務運営規程より～

第14条 校内に不祥事防止委員会を置き、不祥事の未然防止，早期発見・対応に努めることを目的とする。

2 不祥事防止対策委員会は，管理職と体罰・セクハラに係る相談窓口担当者と，その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

[体罰・セクハラに係る相談窓口]

校内に体罰・セクハラに係る相談窓口を置き，児童や保護者からの相談に対応する。

(設置)

第1条 校務運営規程 第14条第2項に基づき，「不祥事防止対策委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は校長が指名する。

(1) 委員会は，不祥事防止に係る次の業務を遂行する。体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口との連携を図り，児童や保護者からの意見や情報が得られるように努めるなど，職場環境の状況把握を行い，これらの情報等をもとに取組を進める。

(2) 委員会は，年間10回程度開催する。年度当初に年間計画を作成する。

(3) 具体的な活動

- ・不祥事防止に係る年間行動計画の作成
- ・学校の課題に対応した研修の企画・実施
- ・児童の状況を把握するためのアンケート等の実施（対象－児童・保護者・教職員）
- ・不祥事防止に向けた注意喚起，意識啓発
- ・教職員相互による不祥事防止チェック
- ・教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- ・問題の早期発見と被害防止のため「体罰・セクハラ相談窓口」を設置
(相談日－毎月第3火曜日 その他随時)

- ・PTAとの意見交換

(4) 委員会の活動にあたっては，活動自体が目的化することなく，趣旨にある目的を達成することを常に意識共有する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附 則 この要項は，平成25年4月1日から施行する。